

議案第15号

小野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

小野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月26日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減の拡充を行うため。

小野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小野市国民健康保険税条例（昭和34年小野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第23条中「580,000円」を「610,000円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の小野市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。